告　　示

○金融庁
法務省告示第１号

昭和十七年大蔵省司法省告示第１号（社債等登録法施行令第１条第１項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第１項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の１部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　谷垣　禎一

二及び四中「株式会社千葉銀行　東京都中央区日本橋室町二丁目　株式会社千葉銀行市場業務部」を「株式会社千葉銀行　東京都中央区日本橋室町二丁目　株式会社千葉銀行市場業務部」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三四一	横田　寿人	二六、一、二八	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年二月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五九九	二六、一、三一	小関　勝紀
四六〇〇	二六、一、三一	加藤　芳成
四六〇一	二六、一、三一	副田　正之
四六〇二	二六、一、三一	宇佐美孝二

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第１項第１号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

消防庁長官　大石　利雄

AE—⑬—1176	株式会社東洋マーク	C—㊸—7091
AFE—㊵—1177	フクハン株式会社	E—⑩—44388
BFE—①—1178	池内ベニヤ株式会社	E—㉓—44424
AFE—㉗—1179	ＫＢセーレン株式会社	E—⑬—44435
C—㉒—7090	有限会社東京ランドリー	E—㊷—44438
		E—④—44443
		E—⑭—44444
		E—㊵—44445
		E—㉓—44446
		E—⑳—44447
		E—㉓—44448
		E—㉓—44449
		E—㉚—44450
		E—㉝—44451
		E—㉓—44452
		E—⑪—44453
		E—②—44454
		E—㉝—44455
		E—㊼—44456
		E—㉘—44457
		E—㉓—44458
		E—㉘—44459
		E—㉘—44460
		E—㊹—44461
		E—②—44462
		E—⑮—44463
		E—⑪—44464
		E—㉓—44465
		E—⑳—44466
		E—㉖—44468
		E—②—44469
		E—②—44470
		E—㉓—44471
		E—⑳—44472
		E—㉝—44473
		E—㉚—44474
		E—㉙—44475
		E—㊹—44476
		E—①—44477
		E—⑪—44478
		E—㉓—44479
		E—㊵—44480
		E—①—44481
		E—㊷—44482
		E—㉗—44483
		E—㉙—44484
		E—㊵—44485
		E—㊺—44486
		E—㉒—44487
		E—⑬—44488
		E—⑮—44489
		E—㉞—44490
		E—㊺—44491
		E—㊵—44492
		E—㊴—44493
		E—㉓—44494
		E—㉞—44495
		E—㉞—44496
		E—㉓—44500
		F—㉘—1361
		F—⑬—1362
		FE—⑪—1363
		F—㉗—1364

小笠原　祐二	
髙島　健一	
髙橋　隆二	
司空　宏康	
株式会社ＳＡ　ＰＬＡＮ	
齋藤　義秀	
村井　浩行	
磯崎　秀也	
小枝　健二	
有限会社伊藤室内装飾	
小口　淳	
株式会社宮森内装	
株式会社エヌエー	
井上　祐一	
有限会社明代不動産	
株式会社ゼクサス	
有限会社アシスト	
丹羽　秀幸	
有限会社ティエイチピー	
札幌ＳＴＣ株式会社	
平松　栄治	
坪井　浩一	
有限会社ヒロトコーポレーション	
有限会社ウインドデコール	
宮田　裕之	
大村　浩愉樹	
株式会社ＰＬＵＧ—ＩＮ	
株式会社かのう	
株式会社ＨＮＳ	
田口　敬二	
株式会社公神	
小川　優	
株式会社タイテック	
中川　芳生	
林　美延	
株式会社豊和	
株式会社エルブレイン	
株式会社リオン	
株式会社カインズ	
株式会社ＫＡＬＦ	

○法務省告示第八十号

福島県会津若松市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年三月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、会津若松市役所又は福島地方法務局若松支局に照会すること。

平成二十六年二月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県会津若松市神指町大字中四合字村添丁百二十番地　菊地　鷹雄

○法務省告示第八十一号

宮城県登米市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年三月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十六年二月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県登米郡佐沼町四百五十四番地　佐藤　菊雄